

第 22 回延岡市農業委員会会議録

(平成 31 年 3 月 28 日)

1. 開催日時 平成31年3月28日(木) 午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 18名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	原田博史	2	甲斐壽徳	3	井本みつよ
4	柳田慧子	5	松下康廣	6	織田竜二
7	安藤重徳	8	高橋正二	9	阿波野修一
10	片伯部芳徳	11		12	田口正幸
13	松田宗史	14	大戸孝一	15	遠田祐星
16	佐藤純子	17	牧野博文	18	花畑志良一
19	菊池光雄				

4. 欠席委員 1名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 20名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2	佐野栄一	3	久富喜良
4	梅田稔夫	5	松田純二	6	黒田啓睦
7	山田博敏	8	榎本毅	9	甲斐秀雄
10	矢山慶夫	11	田中昇	12	
13	岩切健	14	緒方武彦	15	福谷洋朗
16	木村俊一	17	田口誠	18	松原学
19	山本光公	20		21	
22	黒田五司	23	甲斐信良		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 154 号 農地法第3条 使用貸借権の設定について
 議案第 155 号 農地法第3条 賃借権の設定について
 議案第 156 号 農地法第3条 所有権の移転について
 議案第 157 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権)
 議案第 158 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・J A)
 議案第 159 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)
 議案第 160 号 農用地利用集積計画の決定について (所有権)
 議案第 161 号 農地法第5条 許可申請について
 議案第 162 号 非農地証明願いについて

- 報告第 78 号 農地法第5条 届出について
 報告第 79 号 農地買受適格証明願いについて (法第5条届出)
 報告第 80 号 農地法第18条第6項の通知について
 報告第 81 号 農地法第3条の3第1項の届出について
 報告第 82 号 農地の賃借料情報の提供について

協議第 27 号 農用地利用配分計画 (案) について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	甲斐 祐逸	局長補佐兼 農政係長	佐藤 英男	農地係長	甲斐 啓二
主 査	黒木 政良	主任主事	興梠 康大		
北方産業建設課 主任主事	甲斐 伊織	北浦産業建設課 主任主事	西村 武志	総合農政課 主任主事	市來 幸司

8. 会議の概要

議 長	皆さんおはようございます。 ただ今から第 22 回 延岡市定例農業委員会を開催いたします。始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。
事 務 局	はい。おはようございます。それでは事務局より報告いたします。 本日は委員総数 19 名中 18 名の出席を得ております。従いまして農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項並びに延岡市農業委員会規則第 11 条の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告いたします。以上です。
議 長	本日の議事録署名委員は、委員番号 5 番 松下康廣委員と委員番号 15 番 遠田祐星委員のお二人にお願いしたいと思います。本日の予定ですが、議案第 154 号の農地法第 3 条 使用貸借権の設定についてから、議案第 162 号 非農地証明願いについてまで議案 9 件、報告案件が 5 件、協議案件が 1 件となっております。
議 長	それでは議案第 154 号 農地法第 3 条 使用貸借権の設定について提案いたします。整理番号 1 番の説明を委員番号 15 番 遠田祐星委員よりお願いいたします。
遠田委員	おはようございます。委員番号 15 番の遠田です。整理番号 1 番についてご説明いたします。所在は川島町で地目は畑 1 筆 1, 229 m ² です。貸人は川島町に在住の方で借り人も川島町に在住の方です。借り人の状況は 7, 254 m ² で労力人は 4 人、理由は経営規模拡大となっております。3 月 25 日に私と推進委員の矢野さん、借り人の 3 人で現地調査を行いました。借り人は年齢も若く兼業農家ですが年間を通して野菜を作付しております。畑の使用に問題はないと判断いたしました。調和要件に関しても問題はないと判断しておりますのでご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	はい、ありがとうございました。 続きまして整理番号 2 番から 6 番の説明を久富喜良推進委員にお願い致します。
久富推進委員	推進委員の久富です。整理番号 2 番から 6 番までの説明をいたします。所在地はすべて稲葉崎町です。畑が全部で 8 筆で 4, 490 m ² です。貸人は 5 件ともすべて稲葉崎町に住む方で、借り人も川島町に在住の方ですが実家が稲葉崎町です。契約期間はすべて平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間です。借り人の経営状況は 7, 254 m ² で労力人は 4 人、理由は経営規模拡大です。3 月 24 日に原田会長と私と借り人の 3 人で現地調査を行いました。地域との調和要件につきましても何も問題はありませんでした。借り人は若いですが農業に対する意欲は十分です。特に問題はないと思いますので、ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	はい、ありがとうございました。続きまして判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。
事 務 局	はい。それでは本日配布した調査書をご覧ください。調査書は 1 ページから 6 ページです。農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号までは事前に事務局の方で調査済みで、6 件すべて問題ありませんでした。第 7 号につきましては、ただ今、各委員より現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとのことなので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。
議 長	ただ今、各委員と事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。

	何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。
委 員	異議なし
議 長	はい、異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第 155 号 農地法第 3 条 賃借権の設定について提案いたします。 それでは整理番号 1 番の説明を委員番号 10 番 片伯部芳徳委員より説明をお願いいたします。
片伯部委員	はい、委員番号 10 番の片伯部です。整理番号 1 番についてご説明します。所在地は浜町で田 1 筆 1,004 m ² です。貸人は浜町に在住方で借人は無鹿町に在住の方です。借人の状況は 30,393 m ² で労力人は 5 人、理由は経営規模拡大ということで申請が上がっています。3 月 26 日に私と推進委員の田中昇さん、借人の 3 人で現地の調査をいたしました。周囲は田に囲まれており何も問題はないと考えられます。農業も一生懸命されておられ、許可申請をしても大丈夫ではないかと案件の調整を行いました。以上です。
議 長	はい、ありがとうございます。続きまして、整理番号 2 番、3 番の説明を委員番号 18 番 花畑志良一委員より説明をお願いいたします。
花畑委員	はい、委員番号 18 番の花畑です。2 番、3 番案件について説明をいたします。 2 番案件は所在が北方町川水流の田 1 筆 2,639 m ² です。貸人が川水流の方で借人が北方町早日渡の方です。3 月 25 日に木村推進委員と貸人と私とで現地調査を行いました。地域との調和要件に関しまして何も問題はないと判断いたしました。理由は経営規模拡大となっています。 続きまして 3 番案件は所在が北方町川水流の田 3 筆で合計 3,467 m ² です。貸人は 2 番の案件と同じ方です。ここも木村推進委員と貸人と私で現地調査をいたしました。借人は農業に対する意欲もあり、地域との調和要件は何も問題はないと判断いたしました。理由は経営規模拡大となっております。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	はい、ありがとうございます。判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。
事 務 局	はい。それでは調査書をご覧ください。7 ページから 9 ページが該当します。農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号までは事前に事務局の方で調査済みで 3 件とも問題ありませんでした。第 7 号につきまして、整理番号 1 番については、現地の方で委員さんと調整が行われたということですが申請地に対して地域との調和要件など問題はないということなので農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。
議 長	ただ今、各委員と事務局から説明がありました。審議をお願いいたします。 何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	異議なし

議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。続きまして議案第156号 農地法第3条 所有権の移転について提案いたします。整理番号1番の説明を委員番号16番 佐藤純子委員よりお願いいたします。
佐藤委員	はい、委員番号16番の佐藤です。整理番号1番について説明いたします。所在は松山町の田1筆の1,322㎡です。譲渡人は松山町の方で、譲受人も松山町の方です。譲受人の状況は2,092㎡で労力人は3人、理由といたしまして経営規模拡大となっております。3月24日に黒田推進委員と譲受人と私の3人で現地調査を行いました。現地の方は譲受人の前にある田だったのですが、そこはずっと前から遊休農地みたいな感じで鹿や猪の被害が多いという事で何も耕作されていませんでしたが、この方が46歳と若い方なのですが家の前が荒れているのは見過ごせないということで所有権移転という形になりました。地域との調和要件も問題はありませんので皆様のご審議をお願い致します。
議長	はい、ありがとうございました。続きまして整理番号2番から5番の説明を委員番号19番 菊池光雄委員にお願いいたします。
菊池委員	はい、19番の菊池です。まず整理番号2番、3番については関連があるので一緒に説明致します。2番の所在は北方町角田地区、畑1筆639㎡。譲渡人と譲受人は北方町角田地区に住む男性です。この案件は有効活用のための交換ということで、次の3番案件の所在が北方町角田地区、田1筆631㎡の譲渡人と2番の譲受人は同一人物で、2番の譲渡人と3番の譲受人は親子の関係にあります。2番の譲受人は数年前からこの譲渡人の畑を田んぼとして利用しているようで、近くに隣接する自分の田と一緒に耕作をしていたようです。この機会に3番案件の田がちょっと離れた所にあるのですが、そこと面積もだいたい同等なので交換という話しになったようで、問題はないかと思えます。また地域との調和要件についても問題ありません。 次に4番案件です。所在は北方町曾木地区、田1筆222㎡。譲渡人、譲受人とも北方町久保山地区に住む男性の方です。理由は経営規模拡大となっております。 5番案件も説明いたしますと所在は北方町曾木地区、田1筆202㎡。譲渡人は北方町久保山地区の男性、譲受人は北方町曾木地区の男性です。これも経営規模拡大です。これは曾木地区の改良区の方で水路の工事がありましてその際に水路の関係者が5枚あったのですが、4番案件の譲渡人が面積も狭いので管理がしにくいということで譲受人の方に譲ったそうです。また5番案件についても同じ水路の真ん中辺りに譲渡人の田があり、別の田の間に挟まっている形で田があるので管理がしにくいということで譲受人の方に譲ったようであります。4番5番とも地域との調和要件に問題はありません。この際に有効に土地の配分ができたかなと思っております。5枚あった田が今3枚になっているような状態です。皆様のご審議をお願いします。
議長	ありがとうございました。整理番号6番の説明を委員番号12番 田口正幸委員よりお願いいたします。
田口委員	12番の田口です。整理番号6番について説明いたします。所在は北方町上鹿川の田5筆と畑2筆の合計4,265㎡です。譲渡人、譲受人とも北方町上鹿川に在住の方で、このお二人は親子関係になります。今回の理由としましては譲渡人が高齢のため譲受人への

	譲渡という事で申請が上がってきております。地域との調和要件も問題はありません。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議長	ありがとうございました。続きまして整理番号7番の説明を委員番号10番 片伯部芳徳委員よりお願いいたします。
片伯部委員	はい、案件7番について説明したいと思います。所在は出北6丁目の田1筆の200㎡です。譲渡人は出北3丁目在住の方、譲受人は出北6丁目に住居の方です。譲受人の経営状況は10,053㎡、労力人は4人です。3月26日に田中昇推進委員と私と譲受人の3人で現地調査を行いました。譲受人は経営規模拡大をしたいということです。地域との調和要件は何ら問題なく、田ではなく畑として使われておりましたが、作物がきれいに植わっており草もなくちゃんと使われており問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議長	ありがとうございました。続きまして整理番号8番につきましては委員番号6番 織田竜二委員にお願いいたします。
織田委員	はい、委員番号6番の織田です。整理番号8番について説明します。所在は細見町の畑1筆718㎡です。譲渡人、譲受人とも細見町に住居の方です。3月27日に私と譲渡人、甲斐推進委員とで現地調査を行いました。この場所は30年くらい前から譲渡人の持っている畑と隣り合わせということで譲受人の方が管理をしていたということでした。調査時もきれいに管理されていました。理由は経営規模拡大です。地域との調和要件ともに問題ありませんでした。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議長	ありがとうございました。つぎに整理番号9番、10番の説明を委員番号2番 甲斐壽徳委員にお願いいたします。
甲斐委員	はい、2番の甲斐です。整理番号9番、10番について説明します。まず9番ですが、所在は野地町の田1筆591㎡です。譲渡人は野地町在住の男性の方、譲受人は野田に住居の男性の方です。今回、経営規模拡大ということで申請が上がっております。3月25日に山田推進委員と私2人で現地の調査を行いました。譲受人と電話で連絡を取り合ったところ水田として利用したいとのことですので周りは田んぼですので地域との調和要件は何ら問題ないと判断いたしました。 続きまして10番案件です。所在は大貫町の畑3筆の合計1,117㎡です。譲渡人が大貫町在住の女性の方、譲受人が北方町の社会福祉法人です。理由として社会福祉事業に供するためということで申請が上がっておりますが、農地法の施行令の中で非営利目的の社会福祉法人等が農地を取得することについて、例外規定がございますので、この件につきましてはあとで事務局の方から説明があると思います。3月25日に私と山田推進委員と譲受人の法人の方と3人で立会いを行いました。場所は高台にありましたが周りは住宅街で、その辺のことを心配してお尋ねしましたがこの土地のそばに譲渡人が住んでおられその周りですので何ら問題はないだろうと判断をいたしました。地域との調和要件につきましても何ら問題はないと判断いたしましたのでご審議の程よろしくお願い致します。以上です。
議長	ありがとうございました。続きまして整理番号11番、12番につきましては、委員番号14番 大戸孝一委員にお願いいたします。
大戸委員	委員番号14番の大戸です。整理番号11番についてご説明いたします。所在地は北浦

	<p>町の田2筆、畑1筆の合計1,509㎡です。譲渡人は鶴ヶ丘の70歳代の方、譲受人は岡富町の60歳代の方です。両者とも北浦町出身の方で譲受人が弟になります。経営規模拡大ということで今回の申請になりました。3月24日に譲受人の方と松原委員と私とで現地調査を行いました。譲受人は来年の3月には会社を退職になるのでそれまでに準備したいとのことでした。地域との調和要件も特に問題はないと思います。</p> <p>続きまして12番について説明いたします。所在地は北浦町の田9筆、畑2筆の合計6,374㎡です。譲渡人は北浦町在住の60歳代の方、譲受人も同じく北浦町の60歳代の方で両者は夫婦になります。贈与ということで今回の申請になりました。3月24日に譲渡人の方と松原委員と私とで現地調査を行いました。これまでも夫婦で農業をされており地域との調和要件も特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは調査書をご覧ください。調査書は10ページからになります。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みです。整理番号2、3番につきましては有効活用のための交換となり、整理番号10番につきましては、営利を目的としない社会福祉法人が入所者の用に供するために権利を取得することで、法の例外規定に該当し、許可相当となっております。よって12件すべて問題ありませんでした。第7号につきましては、ただ今、各委員より現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとのことなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、各委員と事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。ご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p> <p>はい、花畑委員。</p>
花畑委員	<p>はい、6番案件についてお尋ねしますが、譲渡しの面積と譲渡人の耕作面積がおかしいのでその説明と、今言われた10番案件の社会福祉法人の件についてもうちよつと具体的に説明をお願いします。</p>
議 長	<p>はい、事務局の方からお願いします。</p>
事 務 局	<p>まず、整理番号6番について説明いたします。これに関しましては、譲渡しの面積は登記上4,265㎡ですが、地籍の関係で実質に課税されている面積が3,036㎡ということがわかっておりますので実際に耕作されている面積がその3,036㎡であるとの記載をしております。</p> <p>それから整理番号10番の法人についてですが法人が農地の権利を取得しようとする時まず使用解除条件付き、耕作しなかった時にいつでも解除できるという条件を基に賃借権を設定するという方法と農地所有適格法人として農地を所有するに値する各法律の要件を満たして農地の権利設定を行うという方法があります。これにもいくつか例外があり例えば学校法人であれば生徒のための教育実習の農場であるとか、または医療法人や今回の案件の社会福祉法人であればリハビリテーションや入所者用に供するため、その中で非営利、つまりそこで出た耕作物を売却し流通ラインに乗せることなど営利を目的とせず農地を取得、権利を設定しようとする場合には例外規定に該当して農地の所有が認められるということになっております。以上です。</p>
議 長	<p>他にはございませんか。</p>

	それではよろしいでしょうか。
委員	異議なし
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第 157 号 農用地利用集積計画の決定について提案いたします。 なお、整理番号 6 番につきましては、委員番号 16 番 佐藤委員と関連がございますので退室後の審議とさせていただきます。 それでは整理番号 1 番から 5 番について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。それでは議案第 157 号 農用地利用集積計画の決定について整理番号 1 番から 5 番について説明いたします。議案書は 9、10 ページです。貸人、借人、農地の所在等については議案書に記載のとおりで契約内容は 5 年間から 10 年間の賃借権若しくは使用貸借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議長	はい、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。 何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	異議なし
議長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして整理番号 6 番について審議いたします。佐藤委員は退室をお願いいたします。 (佐藤委員退室) それでは事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。それでは議案第 157 号 農用地利用集積計画の決定について整理番号 6 番について説明いたします。議案書は 10 ページです。貸人は緑ヶ丘在住の女性の方で借人は野田町在住の女性の方です。農地の所在は野地町で田が 2 筆の 961 m ² となっています。契約内容は 3 年間の賃借権です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。 何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委員	異議なし

議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 佐藤委員の入室をお願いいたします。
	(佐藤委員入室)
	続きまして、議案第 158 号 農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は延岡農業協同組合分です。
	なお、整理番号 15、16 番については委員番号 17 番 牧野委員、整理番号 17 番については委員番号 8 番 高橋委員とそれぞれ関連がございますので退室後の審議とさせていただきます。
	それでは事務局より整理番号 1 番から 14 番までの説明をお願いいたします。
事 務 局	はい。それでは議案第 158 号 農用地利用集積計画の決定について JA 延岡分の整理番号 1 番から 14 番までを説明いたします。議案書は 12 ページから 15 ページです。貸人、借人、農地の所在等の詳細については議案書に記載のとおりで、14 件すべての農地面積は 33,299 m ² 、契約内容は 3 年間から 6 年間の賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。 ご意見、ご質問等はございませんか。
委 員	異議なし
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして整理番号 15、16 番について審議いたします。牧野委員は退室をお願いいたします。
	(牧野委員退室)
	それでは事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局	はい。それでは議案第 158 号 農用地利用集積計画の決定について JA 延岡分の整理番号 15、16 番について説明いたします。議案書は 15 ページです。貸人は 2 人とも片田町在住の方で借人も片田町在住の男性の方です。農地の所在は 2 件とも片田町で合わせて田が 4 筆の合計 2,737 m ² となっております。契約内容は 5 年間の賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。 ご意見、ご質問等はございませんか。

委員	異議なし
議長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 牧野委員の入室をお願いいたします。 (牧野委員入室) 次に整理番号 17 番について審議いたします。高橋委員は退室をお願いいたします。 (高橋委員退室) それでは事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。それでは議案第 158 号 農用地利用集積計画の決定について JA 延岡分の整理番号 17 番を説明いたします。議案書は 15 ページです。貸人は旭ヶ丘在住の女性の方で借人は伊形町の農事組合法人です。農地の所在は下伊形町で田が 1 筆の 466 ㎡です。契約内容は 5 年間の賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。 ご意見、ご質問等はございませんか。
委員	異議なし
議長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 高橋委員の入室をお願いいたします。 (高橋委員入室) 続きまして議案第 159 号 農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は農地中間管理機構分です。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。それでは議案第 159 号の農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分について説明いたします。議案書は 17 ページから 20 ページとなります。貸人と農地の所在については議案書に記載のとおりで、借人はすべて公益社団法人 宮崎県農業振興公社です。農地面積の合計は田 26 筆の 14,400 ㎡で契約内容は 5 年間または 10 年間の賃借権若しくは使用賃借権となっています。この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件

	を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。ご意見、ご質問等はございませんか。
委 員	異議なし
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので承認いたします。続きまして議案第 160 号 農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は所有権移転分です。事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局	はい。それでは議案第 160 号 農用地利用集積計画の決定について所有権移転分の説明いたします。議案書は 22 ページです。農地の所在は北浦町の田 1 筆 804 m ² です。譲渡人は北浦町在住の共有名義人で譲受人は同じく北浦町在住の男性の方です。この案件は今年 1 月の第 20 回定例農業委員会 議案第 142 号で承認された牛舎の付帯施設の転用となっています。この 1 筆だけ相続の手続きが済んでいなかったため 1 月の議案には間に合いませんでしたが、相続人すべての印鑑が揃いましたので今回の申請となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。ご意見、ご質問等はございませんか。
委 員	異議なし
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。続きまして議案第 161 号 農地法第 5 条許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。 整理番号 1 番について委員番号 13 番 松田宗史委員より説明をお願いいたします。
松田委員	委員番号 13 番の松田です。整理番号 1 番について説明します。この件は次の議案第 162 号の整理番号 1 番と関連があります。地図にある斜線の箇所を作業道とするということでした。なぜ作業道にするかということ、第 162 号の 1 番の斜線の部分と下の部分の空き家は同じ持ち主であり、第 161 号の 1 番の方とは叔父と甥になります。第 162 号の空き家の入り口の部分が通れなくなったのでこの斜線の部分を甥が譲り受けて建物と山を管理したいということでした。先日、松下農地部長、松田推進委員、私、事務局とで現地調査を行いました。調査の結果、調和要件も問題ないと判断しましたのでご審議をお願いいたします。
議 長	続きまして整理番号 2 番について委員番号 9 番 阿波野修一委員より説明をお願い

	<p>します。</p>
阿波野委員	<p>はい、委員番号9番の阿波野です。2番について説明いたします。所在が浦城町の田1筆976㎡です。譲渡人は浦城町在住の方、譲受人は富美山町在住の方（業者）です。3月26日に県と事務局の職員、甲斐推進委員、譲受人と私と5人で立会いを致しまして現地調査をしました。譲渡人と譲受人は親子関係で、譲渡人は去年まで耕作をしていたそうですが高齢で耕作できないとの事でソーラー設備を設置するという事で申請があがってきております。調査の結果、周りとの調和要件も問題ないと判断しましたのでご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。続きまして整理番号3番と5番を委員番号19番 菊池光雄委員より説明をお願いいたします。（4番案件については今回保留）</p>
菊池委員	<p>はい、19番の菊池です。整理番号3番と5番の説明を致します。3番、5番とも所在は北方町の畑4筆の合計1,104㎡で譲渡人は2人とも北方町在住の男性、譲受人は昭和町の家電小売業者となります。3月26日に私と緒方推進委員、県と事務局の担当者の方と現地調査を行いました。理由は太陽光発電施設ということであり、問題なのはやはり雨水関係で自然浸透法ということで土地の管理はちゃんとやってくださいと念を押しましたが、下もそのまま草が生えるような状態ですので草の管理もお願いしました。26ページに平面図がありますが、現地は段となっておりそのまま太陽光を設置することです。地図の下の方に接しているところは高い所でも2m以上ある状態です。書類等もあり許可相当と思います。審議をお願い致します。</p> <p>この時の話しても出たのですが、このところ業者の太陽光設置の案件が上がってきますが先々の事を考えると色々問題が出てくるのではないかと考えております。業者は施工後転売している気がしますのでそうなると責任の所在がどこにあるのか、10年先、20年先、いろんな問題が起きた時に放置されたり雨水関係や壊れた時に誰の責任となるのか、その時対応を誰が行うかについての、ルールや覚書等が必要じゃないかと思っております。改めてここでお願いしたいと思っております。以上です。</p>
議 長	<p>次に「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。農地区分について説明いたします。今回の4件すべてが第2種農地となっております。第2種農地の転用については付近に第3種農地が無い場合、許可相当となっておりますため立地基準に問題はありませんでした。また都市計画法や道路法などの他法令についても問題ありませんでした。資力、転用の実効性、排水計画等についても審議がなされていたため、一般基準について問題ありませんでした。あと周囲の営農上にも支障はないと判断いたしました。</p> <p>先程、菊池農業委員が言われた件についてですが、今の農地法で太陽光を設置して転売していく事については法律上の規制をかけることは難しいところではあります。事務局としては県の担当者と話したところ、この件については何か対策をしないといけないという同じ考えにはなっております。法律上では規制がないので、条例等で、例えば他市町村では景観条例というのがあり、建てて良い場所の決まりがありますが、そういった形で規制する以外、現状では対策はできないのではという話となりました。現在太陽光の件数は減ってきておりますが、土地の管理責任は民法上その所有者となりますので、今の段階ではもし何か被害が出た時にはその所有者に直接伝えるしかないのかと思っております。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただ今、各委員と事務局から説明がありましたが、何かご</p>

	意見、ご質問はございませんか。 はい、花畑委員。
花畑委員	はい、整理番号1番ですが先程言われた作業道についてもっと詳しく説明をお願いします。それと関連する議案第162号の1番案件の分についてももう1度説明をお願いします。
議 長	松田委員よろしいでしょうか。
松田委員	はい。第161号の1番の地図を見てもらうと申請地の右上に家があり、そこに繋がる細い道があります。そこから左上に実線が引いてありますがそこは昔はその集落の本通りでした。車がギリギリ通るくらいの細い道がありますがその道と連結させて申請地の部分に入っていけるようになります。161号1番と162号1番の地図の申請地の間が空白地帯になっていますがここについては(土地を)買い上げるとい話をしていた話がついている状態とのことです。
事 務 局	事務局の方から補足説明します。161号1番と162号1番の地図は同じものですが、162号1番の地図で説明しますとここは元々畑ですが現在は山林化しており、所有者の方が今は出北に住んでおります。以前は祝子町に住んでいまして現在この管理ができないということで非農地の申請がなされております。この土地は実際道路がないので袋小路のような状態になっています。昔は通ることができた道も通れなくなり行き来ができなくなりました。今回転用の方の申請で改めてこの(山林化した)畑への作業道を作りたいという申請になっております。どうして申請者がそれぞれ違う人になっているのかと言いますと、この非農地の証明をしたあとに甥になる方に譲ろうとしているところですが、ただ転用申請については先に(譲受人を)甥の名前にして許可を受け所有権を移したいということで今回の申請となっております。作業道の転用申請が161号1番で、畑を非農地にという申請が次の162号となっております。以上です。
議 長	よろしいでしょうか。
花畑委員	はい。
議 長	他にありませんか。はい、松田委員。
松田委員	はい、先程のソーラーの件ですが、地方自治法の条例とかで規制できないですか。その時は議会にかけないといけないでしょうか。
議 長	事務局をお願いします。
事 務 局	はい。議会の方に条例で上程することは不可能ではないですが、どういった形の条例とするかの審議をしない限り、上程はできないですので。先程も言いました通り他市では景観条例の中で、景観を損なわないためにそういった施設は建ててはいけないという規制のある条例がありますが延岡ではそういった条例は(現在)ありません。
松田委員	県外では台風や自然災害等でソーラーパネルが飛んだり、会社が倒産して放置されたりしていますのでそれを菊池委員も心配されているのだと思います。以上です。
議 長	菊池委員から出された意見については大変心配しているところです。県農業会議での

	<p>審議でもそういう問題は出ておりますがやはり結論は出せない、難しい問題です。延岡でもあまり大きい所はないようですが、事務局が言われた景観条例は農地に対する条例ではありませんので、対応は難しいかもしれません。ただ菊池委員や松田委員が言われたように後々いろんな問題が出てくる可能性もありますしソーラーそのものの後片付けにも問題が出てきそうです。この問題につきましては意見書をつけて県に提出しますし農業会議の方にもテーマとして出したいと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。他にはないでしょうか。はい、高橋委員。</p>
高橋委員	<p>はい、8番の高橋です。ソーラーの件でいろいろな問題が出ておりますが私共の地域でも雨水が出て側溝を倒したという事例も起きています。このソーラーはおそらく10年くらい前にできたと思っておりますがその間に雨水対策が考えられなかったのかなと思っております。実際そのような問題が起こっておりますので雨水対策については大きな問題として取り組んでもらいたいと思っております。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。いずれにしても景観条例など各自治体が単独では解決できない問題と考えられますので、今後も県の方にも伝え、全体で考えていかなければならないと思っております。</p> <p>他にはないでしょうか。</p> <p>無いようですので、ただ今、出された意見等につきましては、意見書に記載のうえ県に進達いたします。</p> <p>続きまして議案第162号 非農地証明願いについて提案いたします。 整理番号1、2番について委員番号13番 松田宗史委員より説明をお願いいたします。</p>
松田委員	<p>13番の松田です。議案第162号 整理番号1番については先程議案161号1番と関連した分です。私と松田推進委員と松下農地部長と現地調査を行いました。別紙に写真がありますが昔は畑だったのですが現在は完全に山となっております。耕作して元に戻すことも大変な状況だと思っております。整理番号2番も写真がありますが松田推進委員と松下農地部長と3人で現地調査をいたしました。昔ここは段々畑だったようで石垣の跡が何箇所か残っております。昭和25、26年に杉を植えたという話を伺いました。この場所も元の畑に戻すというのは難しいと思われ許可相当だと思っております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。整理番号3番については委員番号10番 片伯部芳徳委員より説明をお願いいたします。</p>
片伯部委員	<p>10番の片伯部です。整理番号3番について説明いたします。所在地は東浜砂の田1筆445㎡で、申請人は東浜砂町在住の方です。申請理由としましてはこの土地は両親が35年くらい前から家が建てられていたのを今回更地にしまして非農地の確認をお願いできないかの申請があり、私と矢山推進委員、農地部の高橋委員、申請人の4人で3月22日に現地調査をいたしました。写真がありますが見た目にはいいのですが下の方に家があったのでセメントとか基礎とかいろいろなものがありどう考えても田畑には戻らないだろう・・・立会い者の意見では無理であろうということで非農地証明が許可相当だと判断しました。ご審議をよろしく願います。</p>
議長	<p>ただ今、松田委員と片伯部委員より説明がありました。審議をお願いいたします。</p>

	<p>ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員	異議なし
議長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので承認いたします。</p> <p>以上で議案の審議は終了します。引き続き、報告事項について事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明いたします。</p> <p>報告第 78 号農地法第 5 条の届出です。この案件は権利の移動を伴った農地の転用です。議案書の 32 ページから 34 ページに記載されております。全部で 17 件の届出があり、田が 11 筆の 4,951.18 m²、畑が 10 筆の 2,018.20 m²、合計 21 筆の 6,969.38 m²の転用となっています。</p> <p>続きまして報告第 79 号 農地法第 5 条の買受適格証明願いです。この案件は市街化区域内の競売にかかった農地を転用して使用するための証明願いとなっています。1 件の届出があり畑が 2 筆の 240 m²となっています。報告第 78、79 号いずれも事務局長の専決により受理しております。私からの報告は以上です。</p> <p>続きまして報告第 80 号 農地法第 18 条第 6 項の通知について説明いたします。この案件は合意解約の分です。議案書の 38 ページに記載されています。2 件の届出があり、田が 2 筆の 1,503 m²となっています。</p> <p>続きまして報告第 81 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出について説明いたします。この案件は相続等の届出です。議案書の 40 ページから 42 ページに記載されております。8 件の届出があり、田が 35 筆 17,699 m²、畑が 33 筆 10,852.95 m²、合計 68 筆の 28,551.95 m²となっています。内容は記載のとおりです。また、現況が農地以外になっている所は文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>続きまして報告第 82 号 農地の賃借料情報の提供について説明いたします。農地法第 52 条で農業委員会は農地の農業上の利用促進及び農地の利用関係の調整に資するため、賃借等の動向情報を提供することとなっています。議案書の 44 ページに記載されている表は平成 30 年 1 月から 12 月までに農地法第 3 条や農用地利用集計計画で締結、公告された賃借料を集約したものです。田と畑の部に分けて旧延岡市と 3 北の 4 地区に分けております。さらに田の部は、基盤整備区域と未整備地域に分けております。データ数は筆数となります。本市の賃貸借は大半が物納のため、60 kg 当たりを 15,000 円で換算しております。金額については表中のとおりで情報が未掲載の地域は申請が無かったためデータがありませんでした。事務局からの報告は以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p> <p>ありませんでしょうか。</p> <p>無いようなので続きまして協議第 27 号 農用地利用配分計画（案）に係る意見について総合農政課より説明をお願いいたします。</p>

<p>総合農政課職員</p>	<p>はい。総合農政課より協議第 27 号 農用地利用配分計画 (案) についてご説明します。議案書 45 ページをごらんください。本件は、議案第 159 号 農用地利用集積計画の案件で議決された農地中間管理機構分の集積計画についての配分計画案となっております。46 ページ以降の様式第 7 号ー 2 農用地利用配分計画 (案) のとおり、田 26 筆 14,400 m² について地権者 18 名の方から受け手 6 名の方への配分となっております。今回の案件につきましては、川島地区、伊形地区、差木野地区の 3 つの重点実施地区及び個別案件での権利設定となっております。以上になります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、総合農政課より説明がありましたが、説明内容についてご質問はありませんか。</p> <p>無いようですので、以上を持ちまして第 22 回 定例農業委員会を終了いたします。皆様お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: center;">次回定例農業委員会 4月25日(木) 午後3時30分～ 本庁舎 2階 講堂</p>

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長 原 田 博 史

5 番 松 下 康 廣

15 番 遠 田 祐 星